

建築士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第9号

建築士法施行細則等の一部を改正する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第1条 建築士法施行細則(昭和25年香川県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(受験申込書) 第15条 略</p> <p>(1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したこと(同条第1号に該当する者にあつては、当該科目を修めて<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程を修了したことを含む。</u>)を証する証明書(その証明書を得られない正当な事由のある場合においては、これに代わる適当な書類)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(受験申込書) 第15条 二級建築士等試験(法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が同項に規定する二級建築士等試験事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由のある場合においては、これに代わる適当な書類)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> |

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(自然保護取締員の資格等) 第26条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7</p> | <p>(自然保護取締員の資格等) 第26条 条例第21条第2項に規定する自然保護取締員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任命するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7</p> |

| | |
|--|--|
| <p>年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した(これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、通算して1年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者</p> <p>2～4 略</p> | <p>年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した後、通算して1年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者</p> <p>2～4 略</p> |
|--|--|

(香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則(平成18年香川県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(条例別表第3の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する大学、<u>同法第83条の2第1項に規定する専門職大学</u>、同法第108条第3項に規定する短期大学、<u>同条第4項に規定する専門職短期大学又は教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第27条の指定を受けた教員養成機関に在籍している場合</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(条例別表第3の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 条例別表第3の(3)の規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する大学、同法第108条第3項に規定する短期大学又は教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第27条の指定を受けた教員養成機関に在籍している場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。